

# 布佐東部地区

# 復興通信



## 「被災者の会」が結成されました

震災で地盤の液状化が発生した地区を中心に、「東日本大震災布佐東部地区被災者の会」が結成され、十月十日に第1回の全体会議が開催されました。

全体会議では、会長に井上正則さんが、副会長に根本貢一さんが選出されたほか、ブロック分け及びブロック代表者の選出が行われました。

会は、「ふさの風まちづくり協議会」を中心とした発起人の会の呼び掛けにより、現在、三十五人が参加されていますが、一部損壊の被害にあわれた方を含め、多くの被災者の皆さんにご参加いただけるよう、引き続き参加を募っていくとのことです。

当対策室も出来る限り会議に出席して、皆さんのご意見をお伺いしていきたいと考えています。

### ○被災者の会の活動内容(参加案内からの抜粋)

- ・地域の復興に向けた意見調整、行政への提案
- ・地域が主体となって行う復興事業の実現に向けた取り組み
- ・復興に関する諸課題の解決に向けた行政との調整
- ・住宅修理、地盤改良等、液状化対策に関する情報交換

### ○入会の申込・問合せ

ふさの風まちづくり協議会  
(近隣センター内)  
☎ 7181・6211  
藤川さん、篠崎さん



## 「復興」に向けてのご意見を

### 募集しています

前号の復興通信でお知らせした通り、市では、現在、「布佐東部地区復興計画」を策定しています。今号では、現在整理を行っている、被災地周辺の現状について、概要をお知らせします。

#### (被災地周辺で計画されている主な事業等)

- ・区域を通過している幹線道路の内、県道千葉竜ヶ崎線、国道三五六号については、整備が計画・実施されている。
- ・雨水排水については、流末の大割排水機場の整備後に幹線排水路の整備が予定されている。
- ・県道千葉竜ヶ崎線に沿って、利根川沿いの自転車道と手賀沼沿いの自転車道を結ぶ我孫子流山自転車道が計画されている。

#### (被災地における主な状況)

- ・被害が集中した区域は、昭和三十年代に行われた土地区画整理事業により、道路や公園が概ね適正に配置されている。
- ・特に被害が大きかった区域では、被災宅地の復旧を断念し、他の場所に転居する被災者が多い。
- ・区域全体では、八割以上の被災者が、従前の場所に住み続ける意向を持っている。
- ・同じ街区内であっても、被害の状況が大きく異なっており、復興に対する意識も異なっている。
- ・資金面の問題等により、住宅再建が難しい被災者がいる。
- ・風評被害等により、土地の処分が難しい。等

こうした状況を踏まえながら、今後、具体的な復興の方向性を決定していきます。  
(担当)

布佐東部地区復興対策室

☎ 04・7185・2462  
Fax 04・7189・0881

## 市役所からのお知らせ

### ①生活再建支援制度の申請はお済みですか？

震災により、住家が全壊等の被害にあわれた方は、国の被災者生活支援制度を受けることが出来ます。支援を受けるためには、平成二十四年四月十日までに基礎支援金の申請が必要となりますので、まだ申請されていない方は、お早めに申請してください。なお、半壊もしくは敷地被害による一部損壊の場合、被災住家を解体した場合のみ、支援の対象となりますが、申請までに建物の解体を終わらせる必要がありますので、注意してください。

詳細は、市民安全課(☎7185・1111内線217)または布佐東部地区復興対策室(☎7185・2462)にお問い合わせください。

### ②被災家屋の解体を予定している方へ

被災家屋等を解体する場合には、市が解体廃棄物の運搬費用と処分費用を負担していますが、この制度を受けるためには、事前に、市への申請が必要となります。解体を予定されている方は、早めにクリーンセンター(☎7187・0015)または布佐東部地区復興対策室にご連絡ください。

なお、建物以外のごみ(資源を含む)については、通常の処分方法により、各自処理してください。(資源・不燃ごみ、可燃ごみはステーションにお出しください。)なお、建物解体時に発生する粗大ごみについては、減免制度があります。詳細については、クリーンセンターにお問い合わせください。

### ③下水道工事の全体説明会を開催します

被災した公共下水道施設の復旧にあたり、全体的な進め方などについて、十二月十六日(金曜日)に説明会を予定しています。

詳細については、十一月十六日号の広報やホームページ、「復興通信 第3号」でお知らせします。